臨時休講 災害等緊急時の授業措置について

気象警報および大規模地震発生等により通学が困難となった場合は、臨時休校となる場合があります。

● 災害等により交通機関の指定区間が全面的に不通となり、通学に大きな支障が生ずると判断した場合

【授業休講の対象となる交通機関及び条件】

<u></u>		
JR	東海道線	東京~小田原間
	横須賀線	東京~久里浜間
	京浜東北・根岸線	東京~大船間
	横浜線	東神奈川~八王子間
	東急東横線	渋谷~横浜間
	京浜急行線	品川~三崎口間
	相模鉄道線	横浜〜海老名・湘南台間
	横浜市営地下鉄	湘南台〜あざみ野間
小田急	小田原線	新宿~小田原間
	江ノ島線	片瀬江ノ島間

のうち、2路線以上の指定区間が不通となり、運行再開が見込まれない場合。

※事故・車両トラブル等によるダイヤの乱れ(遅延、運休、運転見合わせ等)や、他の交通機関による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなします。(上記に示した以外の交通機関の運休による欠席や授業に遅れる場合は授業担当者に「遅延証明書」を提示する等、申し出るようにしてください。)

② 気象庁等により神奈川県下に発令された特別警報、暴風警報または大雪警報(大雨・洪水・波浪警報は対象外)をもとに、大学において危険であると判断した場合 ※気象状況が時間の経過とともに悪化することが事前に十分予測される場合は、警報の発令によらず臨時休講措置を決定することがあります。

- 3 大規模地震の「警戒宣言」が発せられた場合
- 4 上記のほか、授業の実施に重大な支障があると判断した場合

交通機関運転再開・気象警報解除等に伴う授業再開の基準について

- 午前6 時00 分までに運転が再開・警報が解除された場合 ⇒ 1 時限目から授業を実施
- 午前10 時00分までに運転が再開・警報が解除された場合 → 3 時限目から授業を実施 ※気象状況及び交通機関の運転状況によっては、警報が解除される前に授業再開を決定することがあります。

お問合わせ先横浜商科大学事務局

〒230-8577 横浜市鶴見区東寺尾4-11-1

TEL: 045-571-3901 (代表)